

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和七年三月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和七年七月二十四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社フジサキ設計事務所

二 代表者の氏名 前田英樹

三 主たる営業所の所在地 青森市長島二丁目一三の一アクア青森スクエアビル六階

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第二〇〇六二一号

五 取消年月日 令和七年二月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年一月十四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ユア・ホーム

二 代表者の氏名 山崎亮汰

三 主たる営業所の所在地 青森市西滝一丁目一五の三二

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一三六四四号

五 取消年月日 令和七年二月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内

装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤組
- 二 代表者の氏名 工藤隆
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ）第九八四号
- 五 取消年月日 令和七年二月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社青森ECOエナジー
- 二 代表者の氏名 能登正宗
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大矢沢字野田一三八の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第一〇一四二号

五 取消年月日 令和七年三月五日

- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 ビジョンナリー・アンド・カンパニー株式会社
- 二 代表者の氏名 福間直樹
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字外崎四丁目四の三四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第二〇〇五〇四号
- 五 取消年月日 令和七年二月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年二月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 やまでん
- 二 氏名 山口勉
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字松原東五丁目一四の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第二〇〇五一九号
- 五 取消年月日 令和七年二月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 猪股建設株式会社
- 二 代表者の氏名 前田伸子
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東二丁目三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第四〇二六号
- 五 取消年月日 令和七年二月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 渡辺塗装
- 二 氏名 渡辺廣二
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第三〇〇二五三号
- 五 取消年月日 令和七年二月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和七年二月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社八艸

二 代表者の氏名 洞内裕

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字中道五の二

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一七二三九号

五 取消年月日 令和七年二月四日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 エーワンステール株式会社

二 代表者の氏名 上原賢吾

三 主たる営業所の所在地 三沢市幸町二丁目四の二六

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一五九二八号

五 取消年月日 令和七年二月四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社スターゲイザー

二 代表者の氏名 丁塚一彦

三 主たる営業所の所在地 三沢市春日台二丁目一五二の四一七

四 許可番号 青森県知事許可(般一六)第五〇〇七七五号

五 取消年月日 令和七年二月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 中島工務店

二 氏名 中島良藏

三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町川内一九〇

四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第六〇〇二四六号

- 五 取消年月日 令和七年二月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
 令和七年二月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

中南地域県民局長 雪 森 正 三

| 役員別の区別 | 氏名 | 住 所 | 退任の年月日 |
|--------|-------|--------------------|----------|
| 理事 | 櫻庭 保仁 | 北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬六八の二 | 令和七・三・二七 |

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

中南地域県民局長 雪 森 正 三

| 役員別の区別 | 氏名 | 住 所 | 退任の年月日 |
|--------|--------|------------|----------|
| 理事 | 古川 榮 | 平川市大坊前田七の三 | 令和七・三・二六 |
| 監事 | 田中 るり子 | 石郷村元九〇の一 | 〃 |

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、津代平土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年三月二十四日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

| 役員別の区別 | 氏名 | 住 所 | 就任及び退任の年月日 |
|--------|--------|---------------|------------|
| 理事 | 高橋 和男 | 三沢市大津一丁目二の二七五 | 令和七・三・二就任 |
| 〃 | 吉田 博 | 前平二丁目五の五 | 〃 |
| 〃 | 堀内 兼博 | 細谷四丁目一〇一の六八五 | 〃 |
| 〃 | 角 武志 | 大津二丁目五八の一九〇 | 〃 |
| 〃 | 浪岡 秀美 | 淋代四丁目一六の一七二八 | 〃 |
| 〃 | 大澤 信昭 | 淋代三丁目三八五 | 〃 |
| 〃 | 浪岡 善蔵 | 淋代四丁目一六の一七二七 | 〃 |
| 〃 | 新山 秀美 | 大字三沢字園沢二五 | 〃 |
| 〃 | 出戸 淳一 | 六川目一丁目七五六 | 〃 |
| 〃 | 馬場 誠 | 根井二丁目一一五の二 | 〃 |
| 〃 | 浄法寺 哲男 | 大字三沢字中平二七の四 | 〃 |
| 〃 | 吉田 勝博 | 大津一丁目二一九の二六八 | 〃 |
| 〃 | 高橋 和男 | 三沢市大津一丁目二の二七五 | 七・一三退任 |
| 〃 | 小比類卷 强 | 大字三沢字南山五八の一 | 〃 |
| 〃 | 吉田 博 | 前平二丁目五の五 | 〃 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭